



各 位

2005年5月26日

株式会社インプレスホールディングス
(コード番号 9479 東証1部)

ストックオプションに関するお知らせ

2005年5月26日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを求める議案を、下記のとおり2005年6月24日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションとして当社及び当社子会社ならびに当社の取引先会社の取締役及び従業員等の一部に対し発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、当社子会社及び当社の取引先会社の取締役及び従業員、ならびに顧問ないし委任契約等に基づき当社及び当社子会社と取引関係のある者。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 新株予約権の総数

2,000 個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」とする。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.02を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2007年6月25日から8年間

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、割当てられた権利の質入れその他の処分をすることができない。
- ③ その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社インプレスホールディングス 社長室 広報担当

Tel: 03-5275-9010 / E-mail: release@impressholdings.com

URL: <http://www.impressholdings.com/>